

証券コード 3750

(発送日) 2025年6月11日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目3番3号
株式会社サイトリ細胞研究所
代表取締役社長 星 野 喜 宏

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://cytori.co.jp/investor-relations/disclosure-materials/c_material/



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サイトリ細胞研究所」または「コード」に当社証券コード「3750」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館ビジネスフォーラム 501会議室
（末尾の「第21回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください
ますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ  
いますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措  
置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款  
の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査  
等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサ  
イトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調にあるものの、物価上昇、通商政策などアメリカの動向による影響、中東情勢等の不確実性も存在し、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、リアルアセット事業からメディカル事業へのシフトを進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は122百万円（前連結会計年度比92.2%減）、営業損失は806百万円（前連結会計年度 営業損失772百万円）、経常損失は864百万円（前連結会計年度 経常損失906百万円）となり、有形固定資産の減損損失1,158百万円等を計上したことに伴い、税金等調整前当期純損失は2,152百万円（前連結会計年度 税金等調整前当期純損失1,011百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は2,140百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純利益138百万円）となりました。

期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### (メディカル事業)

当連結会計年度におけるメディカル事業は、引き続き医療機器として認可を受けたセルーション遠心分離器と高度管理医療機器クラスⅢとして認可を受けたセルセラピーキットを国内の医療機関や大学病院他へ積極的に販売しておりますが、セルーション遠心分離器の販売には至らず、また、セルセラピーキットの販売は減少しました。

当連結会計年度のメディカル事業の売上高は95百万円（前連結会計年度比24.3%減）にとどまりました。

営業損益につきましては、売上計画の未達とともに国内の治験に係る費用が嵩み、営業損失は441百万円（前連結会計年度 営業損失555百万円）となりました。

(リアルアセット事業)

当連結会計年度におけるリアルアセット事業は、前連結会計年度に株式会社ホテル金沢の株式を譲渡したことに伴い当連結会計年度の売上高は26百万円（前連結会計年度比98.1%減）となり、営業損失91百万円（前連結会計年度 営業損失30百万円）を計上することとなりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループ設備投資の総額は8百万円であり、本店移転に伴う設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、営業損失が継続しているメディカル事業への投資資金として、株主より短期借入金300百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年9月30日付で、子会社であったフラクタルホスピタリティ株式会社の全株式を譲渡し、本株式譲渡により、フラクタルホスピタリティ株式会社は連結の範囲から除外されました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                              | 2022年3月期<br>第18期 | 2023年3月期<br>第19期 | 2024年3月期<br>第20期 | 2025年3月期<br>(当連結会計年度)<br>第21期 |
|------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                                        | 1,335,578        | 2,144,712        | 1,560,388        | 122,204                       |
| 経 常 損 失 ( △ )(千円)                                                | △418,065         | △862,208         | △906,664         | △864,914                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は<br>親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 ( △ )(千円) | △77,633          | △1,059,941       | 138,155          | △2,140,086                    |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失(△)                                    | △8円79銭           | △118円71銭         | 15円47銭           | △239円70銭                      |
| 総 資 産(千円)                                                        | 16,006,766       | 14,091,635       | 5,816,334        | 3,537,592                     |
| 純 資 産(千円)                                                        | 3,716,452        | 2,656,682        | 2,795,586        | 630,536                       |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金<br>(出資金) | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容              |
|--------------------|----------------|--------------------|----------------------|
| サイトリ・セラピューティクス株式会社 | 10,000千円       | 100.0%             | 医療機器の輸入、販売           |
| 株式会社アニマルセラピー       | 10,000千円       | 100.0%             | 動物の治療サービス            |
| サイトリ・セルセラピー株式会社    | 10,000千円       | 100.0%             | 医療サービスの提供            |
| 一般社団法人共生会          | -千円            | —                  | —                    |
| ホテル金沢株式会社          | 90,000千円       | 100.0%<br>(100.0%) | 匿名組合の運営              |
| デューイ株式会社           | 10,000千円       | 100.0%             | 不動産の保有、賃貸管理、投融資、役務提供 |
| 株式会社サテライト名古屋       | 6,000千円        | 100.0%             | —                    |

(注) 当社の議決権比率欄の( )内は間接所有割合で、内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題として以下の事象が発生しております。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループが属する研究開発型企業は、一般的に多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期にわたって先行投資の期間が続きます。現在、当社グループは先行投資期間にあり、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。当連結事業年度においても当該状況が続いていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行してまいります。(1) 新分野における事業展開 (2) 海外展開 (3) 研究開発活動 (4) 国内製造化 (5) 費用の削減 (6) 資金調達の実施

今後上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組めますが、これらの対応策は実施中であり、また、当社グループの事業を継続的に進めるための更なる資金調達の方法、調達金額、調達時期についても確定しておらず、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

株主の皆様には、何卒引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業区分      | 事業内容                           |
|-----------|--------------------------------|
| メディカル事業   | 医療器具の輸入及び販売                    |
| リアルアセット事業 | 不動産売買、不動産事業プロジェクトへの投資、保有不動産の管理 |

#### (6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

- ① 当社 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
- ② 子会社  
サイトリ・セラピューティクス株式会社 (東京都千代田区)  
株式会社アニマルセラピー (東京都千代田区)  
サイトリ・セルセラピー株式会社 (東京都千代田区)  
一般社団法人共生会 (石川県金沢市)  
ホテル金沢株式会社 (石川県金沢市)  
デューイ株式会社 (東京都千代田区)

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|--------|-------------|
| メディカル事業   | 8（1）名  | 3名減（－）      |
| リアルアセット事業 | －      | 3名減（19名減）   |
| 管理部門      | 2（－）名  | －           |
| 合計        | 10（1）名 | 6名減（19名減）   |

（注）1. 使用人数が前連結会計年度末と比べ6名減少（19名減少）しました。主な理由は  
2024年6月28日付けで車券販売業を営んでおりました㈱サテライト名古屋が車  
券販売業より撤退したためであります。

2. 臨時従業員は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 2名   | －         | 45.5歳 | 10年    |

（注）使用人数は就業員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借入先      | 借入残高     |
|----------|----------|
| 大阪協栄信用組合 | 2,348百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,929,419株
- ③ 株主数 8,285名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 H G キ ャ ピ タ ル | 1,153,814株 | 12.92%  |
| 橋 本 征 道               | 1,058,295株 | 11.85%  |
| CIGメディカル投資事業有限責任組合    | 986,406株   | 11.04%  |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社   | 915,100株   | 10.24%  |
| 株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ   | 823,170株   | 9.21%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券     | 477,250株   | 5.34%   |
| 堀 江 聡 寧               | 460,841株   | 5.16%   |
| 窪 田 芳 郎               | 354,036株   | 3.96%   |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社     | 199,800株   | 2.23%   |
| 株 式 会 社 桜 十 字         | 143,000株   | 1.60%   |

（注） 持株比率は自己株式1,200株を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ②当事業年度に職務執行の対価として従業員または子会社役員及び従業員に  
対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。



### ③その他新株予約権等の状況

2023年7月31日付で辞任により退任した当社取締役（監査等委員を除く）1名に対して、同日に開催された当社取締役会にて、取締役退任後も第1回新株予約権を行使できることにつき承認いたしました。したがって、2025年3月31日時点で、当該1名に対して第1回新株予約権が付与されております。

#### 第1回新株予約権（注）1

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 決議年月日        | 2020年3月23日（注）2    |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役（監査等委員を除く）1名 |
| 新株予約権の数      | 228,360個          |

|                                     |                                                          |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数              | 当社普通株式 228,360株<br>すべて完全議決権株式かつ権利内容に限定のない株式。単元株式数は100株。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 株式1株当たり1円                                                |
| 新株予約権の行使期間                          | 自 2020年7月7日<br>至 2050年3月23日                              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円<br>資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とする。 |
| 新株予約権の行使の条件                         | （注）3                                                     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。                               |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | （注）4                                                     |

- （注）1. 2020年7月7日付で当社を株式交換完全親会社、サイトリ・セラピューティクス㈱を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、サイトリ・セラピューティクス㈱が発行していた新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当該新株予約権1個に対し当社の新株予約権1,038個を2020年7月7日付で交付いたしました。
2. サイトリ・セラピューティクス㈱における新株予約権の決議年月日であります。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、本新株予約権の行使時においても当会社の取締役であることを要する。ただし、対象者が、本新株予約権の行使時において当会社の取締役でない場合であっても、当会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当会社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- (2) 対象者は、本新株予約権の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は本新株予約権を行使することはできない。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当会社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当会社が、本新株予約権発効後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当会社は、本新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

- (2) 本新株予約権発行後、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額＝調整前払込金額×  $\frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$

また、当会社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当会社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位                    | 氏 名                           | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                   |
|------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長                | 星 野 喜 宏                       | スターキャピタルマネージメント㈱ 代表取締役<br>サイトリ・セラピューティクス㈱ 代表取締役           |
| 取 締 役 会 長              | 橋 本 征 道                       | ㈱HGホールディングス 代表取締役<br>㈱HGキャピタル 代表取締役<br>㈱スリーエイチレーシング 代表取締役 |
| 取 締 役                  | 井 上 尚 之                       | －                                                         |
| 取 締 役                  | M o h a m e e d<br>Abdelhakim | －                                                         |
| 取 締 役                  | 藤 村 剛                         | 経営企画部長兼リスク管理部長                                            |
| 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 小 林 弘 樹                       | ㈱アキュレートアドバイザーズ 代表取締役<br>㈱ピーマップ 社外監査役                      |
| 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 久 岡 英 彦                       | －                                                         |
| 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 鈴 木 康 浩                       | すずき法律事務所 代表弁護士                                            |

- (注) 1. 取締役橋本征道氏、取締役井上尚之氏、取締役（監査等委員）小林弘樹氏、取締役（監査等委員）久岡英彦氏及び取締役（監査等委員）鈴木康浩氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）鈴木康浩氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2024年7月17日をもって、伊東大地氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は、当社の代表取締役社長であり、重要な兼職はありませんでした。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）小林弘樹氏及び取締役（監査等委員）鈴木康浩氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額を上限としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を締結しております。D＆O保険の被保険者の範囲は当社及び当社連結子会社の取締役（監査等委員を含む）並びに当社連結子会社の監査役（以下、「取締役等」という。）であり、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、D＆O保険で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、当社が全額を負担しております。D＆O保険の契約期間は1年間であります。

### ④ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬（ストック・オプション報酬）により構成する。監査機能を担う取締役監査等委員については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

2019年6月26日開催の第15回定時株主総会で決議されたとおり、ストック・オプションとしての新株予約権を年額3,000万円以内、新株予約権600個（1個当たり100株）の範囲で割り当てる。新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算定された公正価額を基準として当社取締役会により決定される額を払込金額とする。

基本報酬およびストック・オプション報酬の割合については、取締役の役位、職責、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

基本報酬およびストック・オプション報酬の個人別の報酬額等については、取締役の役位、職責、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

ロ. 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|----------------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|----------------|
|                                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 10<br>(1)       | 10<br>(1)        | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 5名<br>(1)      |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)      | 14<br>(14)      | 14<br>(14)       | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 4名<br>(4)      |
| 合 計<br>(うち社外取締役)                 | 24<br>(15)      | 24<br>(15)       | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 9名<br>(5)      |

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役(監査等委員を除く)1名については、報酬は支払っておりません。

3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第20回定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第15回定時株主総会において、新株予約権の割当てを年額30百万円以内、年間600個(1個当たり100株)以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名であります。

4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第20回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

1. 取締役橋本征道氏は、株式会社HGホールディングス、株式会社HGキャピタル及び株式会社スリーエイチレーシングの代表取締役を兼職しております。当社連結子会社である株式会社アニマルセラピーと株式会社スリーエイチレーシングとの間には、取引関係があります。
2. 取締役(監査等委員)小林弘樹氏は、株式会社アキュレートアドバイザーズの代表取締役を兼職しておりますが、当社と兼職先との間

に特別の関係はありません。

3. 取締役（監査等委員）鈴木康浩氏は、すずき法律事務所の代表を兼職しておりますが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）小林弘樹氏は、株式会社ビーマップの社外監査役を兼職しております。なお、当社は株式会社ビーマップとの間に特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会及び監査等委員会の開催状況、出席状況、発言状況並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

|                  | 取締役会<br>(全24回開催) |        | 監査等委員会<br>(全12回開催) |        |
|------------------|------------------|--------|--------------------|--------|
|                  | 出席回数             | 出席率    | 出席回数               | 出席率    |
| 取締役 橋本征道         | 4回               | 100.0% | —                  | —      |
| 取締役 井上尚之         | 4回               | 100.0% | —                  | —      |
| 取締役 (監査等委員) 小林弘樹 | 24回              | 100.0% | 12回                | 100.0% |
| 取締役 (監査等委員) 久岡英彦 | 24回              | 100.0% | 12回                | 100.0% |
| 取締役 (監査等委員) 鈴木康浩 | 24回              | 100.0% | 12回                | 100.0% |

1. 橋本征道氏及び井上尚之氏の出席状況は、取締役に就任した2025年2月7日以降の状況を記載しております。
2. 当事業年度中に取締役会の書面決議を9回行っております。
3. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役橋本征道氏は、メディカル事業に関する豊富な知見を有しており、専門的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、社外取締役として期待される役割を果たしております。

取締役井上尚之氏は、豊富な海外経験を有しており、専門的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、社外取締役として期待される役割を果たしております。

取締役（監査等委員）小林弘樹氏は、金融機関、官公庁及び事業会社において培われたコンプライアンス等の専門的知識・経験や、上場会社における社外監査役としての経験から、必要に応じ取締役会・監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。

取締役（監査等委員）久岡英彦氏は、必要に応じ主に医師としての専門的見地から取締役会・監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外取締役として期待される役

割を果たしております。

取締役（監査等委員）鈴木康浩氏は、必要に応じ主に弁護士としての専門的見地から取締役会・監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意をした理由

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査人から計画についての説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について検討した結果、同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。  
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。



3. 会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部           |            |
|----------|-----------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産  | 517,163   | 流 動 負 債           | 491,751    |
| 現金及び預金   | 255,980   | 短期借入金             | 300,000    |
| 売 掛 金    | 2,287     | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 54,333     |
| 商 品      | 44,775    | 株主優待引当金           | 38,450     |
| 前 渡 金    | 129,658   | そ の 他             | 98,967     |
| そ の 他    | 84,461    | 固 定 負 債           | 2,415,305  |
| 固 定 資 産  | 3,020,429 | 長期借入金             | 2,293,903  |
| 有形固定資産   | 2,960,265 | 繰延税金負債            | 110,266    |
| 建物（純額）   | 594,296   | そ の 他             | 11,135     |
| 土 地      | 2,355,200 | 負 債 合 計           | 2,907,056  |
| その他（純額）  | 10,768    | 純 資 産 の 部         |            |
| 無形固定資産   | 2,014     | 株 主 資 本           | 419,035    |
| そ の 他    | 2,014     | 資 本 金             | 100,000    |
| 投資その他の資産 | 58,149    | 資 本 剰 余 金         | 2,939,075  |
| 資 産 合 計  | 3,537,592 | 利 益 剰 余 金         | △2,618,510 |
|          |           | 自 己 株 式           | △1,530     |
|          |           | 新 株 予 約 権         | 211,501    |
|          |           | 純 資 産 合 計         | 630,536    |
|          |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 3,537,592  |

# 連結損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |            |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売上高                     |           | 122,204    |
| 売上原価                    |           | 128,187    |
| 売上総損失(△)                |           | △5,983     |
| 販売費及び一般管理費              |           | 800,904    |
| 営業損失(△)                 |           | △806,888   |
| 営業外収益                   |           |            |
| 受取利息及び配当金               | 444       |            |
| 受取手数料                   | 19,000    |            |
| 受取保険金                   | 964       |            |
| 利子補給金                   | 1,793     |            |
| その他の                    | 2,571     | 24,774     |
| 営業外費用                   |           |            |
| 支払利息                    | 82,027    |            |
| その他の                    | 772       | 82,800     |
| 経常損失(△)                 |           | △864,914   |
| 特別利益                    |           |            |
| 投資有価証券売却益               | 708       |            |
| 関係会社株式売却益               | 1,930     | 2,638      |
| 特別損失                    |           |            |
| 固定資産売却損                 | 51,855    |            |
| 投資有価証券評価損               | 68,372    |            |
| 減損損失                    | 1,158,331 |            |
| 設備撤去費用                  | 15,064    | 1,293,623  |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失(△) |           | △2,155,899 |
| 匿名組合損益分配額               |           | △3,102     |
| 税金等調整前当期純損失(△)          |           | △2,152,797 |
| 法人税、住民税及び事業税            | 1,951     |            |
| 法人税等調整額                 | △14,453   | △12,502    |
| 当期純損失(△)                |           | △2,140,294 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△)      |           | △208       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)      |           | △2,140,086 |

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部         |            |
|---------------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産       | 66,714     | 流 動 負 債         | 65,831     |
| 現 金 及 び 預 金   | 57,569     | 未 払 金           | 18,681     |
| 売 掛 金         | 114,391    | 株 主 優 待 引 当 金   | 38,450     |
| 関係会社未収入金      | 150,717    | そ の 他           | 8,699      |
| 前 払 費 用       | 6,682      | 固 定 負 債         | 10,824     |
| 関係会社短期貸付金     | 3,674,300  | 退 職 給 付 引 当 金   | 10,824     |
| 立 替 金         | 10,088     | 負 債 合 計         | 76,655     |
| そ の 他         | 13         | 純 資 産 の 部       |            |
| 貸 倒 引 当 金     | △3,947,050 | 株 主 資 本         | △190,584   |
| 固 定 資 産       | 30,858     | 資 本 金           | 100,000    |
| 有 形 固 定 資 産   | 7,745      | 資 本 剰 余 金       | 5,567,965  |
| 建物附属設備(純額)    | 5,496      | 資 本 準 備 金       | 2,445,118  |
| そ の 他 ( 純 額 ) | 2,248      | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 3,122,846  |
| 無 形 固 定 資 産   | 412        | 利 益 剰 余 金       | △5,857,019 |
| そ の 他         | 412        | 利 益 準 備 金       | 18,286     |
| 投資その他の資産      | 22,700     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △5,875,306 |
| 関係会社匿名組合出資金   | 50         | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △5,875,306 |
| 関 係 会 社 株 式   | 10,000     | 自 己 株 式         | △1,530     |
| 関係会社長期未収入金    | 263,282    | 新 株 予 約 権       | 211,501    |
| 敷 金           | 11,575     | 純 資 産 合 計       | 20,917     |
| そ の 他         | 1,073      | 負 債 純 資 産 合 計   | 97,572     |
| 貸 倒 引 当 金     | △263,282   |                 |            |
| 資 産 合 計       | 97,572     |                 |            |

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                 |           | 150,691    |
| 売 上 総 利 益             |           | 150,691    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 387,987    |
| 営 業 損 失 ( △ )         |           | △237,296   |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息               | 96,149    |            |
| 受 取 手 数 料             | 19,000    |            |
| そ の 他                 | 59        | 115,208    |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 243       |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 2,683,032 | 2,683,276  |
| 経 常 損 失 ( △ )         |           | △2,805,364 |
| 特 別 利 益               |           |            |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益     | 4,272     | 4,272      |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 365,999   | 365,999    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ ) |           | △3,167,092 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,210     | 1,210      |
| 当 期 純 損 失 ( △ )       |           | △3,168,302 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月27日

株式会社サイトリ細胞研究所

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福田 健太郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイトリ細胞研究所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイトリ細胞研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当連結累計期間においても当該状況が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年4月30日開催の取締役会において、連結子会社であるデューイ株式会社が保有する固定資産に信託設定を行った上で信託受益権を譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。



利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月27日

株式会社サイトリ細胞研究所

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福田 健太郎

業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイトリ細胞研究所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において重要な営業損失を計上した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社サイトリ細胞研究所 監査等委員会

監査等委員 小林 弘 樹 ㊞

監査等委員 久岡 英 彦 ㊞

監査等委員 鈴木 康 浩 ㊞

(注) 監査等委員小林 弘樹、久岡 英彦及び鈴木 康浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

商号を「株式会社サイトリ細胞研究所」から「株式会社ADR120S」に変更するものであります。

当社名「ADR120S」は、次世代の再生医療におけるビジョンと使命を端的に表現したものであり、以下の意味を込めています。

#### (1) ADR Adipose-Derived Regeneration (脂肪由来再生)

当社が基盤とする最先端技術、自己脂肪由来再生細胞 (ADRC:Adipose-Derived Regenerative Cells) を表しています。これは、患者自身の脂肪組織から取り出された細胞群であり、自己免疫との高い親和性と再生能力を有する、次世代の再生医療を支えるコアテクノロジーです。

#### (2) 120 健康で豊かな120年人生

「120」は、当社が目指す超長寿社会における健康寿命の最大化を象徴しています。自己細胞の力によって、加齢・疾患・衰えにとらわれない持続可能な健康を支え、「120年を自分らしく、生き抜く」という新しい医療ビジョンを掲げています。

#### (3) S 多義的な象徴文字として、以下の意味を重ねています。

- －Stem (幹細胞) : 命の根源にアクセスする再生力
- －Smile (笑顔) : 健康と幸福の可視化
- －Solution (解決) : 治療困難な疾患や未病への対応
- －System (仕組み) : 細胞による包括的な再生医療の構築

この「S」には、未来を再生する知恵と技術の結晶という意味が込められています。

#### (4) 社名に込めた想い

「あなたの細胞が、120年の人生を笑顔で支える」

その信念のもとに、私たち株式会社ADR120Sは、幹細胞による未来治療の実現と社会実装に挑み続けます。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                             | 変更案                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条(商号)<br>当社は、 <u>株式会社サイトリ細胞研究所</u> と称し、英文では <u>Cytori Cell Research Institute, Inc.</u> と表示する。 | 第1条(商号)<br>当社は、 <u>株式会社ADRI20S</u> と称し、英文では <u>ADRI20S, Inc.</u> と表示する。                          |
| 第2条～第37条(条文省略)                                                                                   | 第2条～第37条(現行どおり)                                                                                  |
| (附則)<br>(監査等委員会設置会社移行前の監査役<br>の責任免除に関する経過措置)                                                     | (附則)<br>(監査等委員会設置会社移行前の監査役<br>の責任免除に関する経過措置)                                                     |
| 第1条(条文省略)                                                                                        | 第1条(現行どおり)                                                                                       |
| (新設)                                                                                             | <u>(商号変更の時期)</u><br><u>第2条 第1条の変更は、2025年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、当該変更の効力発生日経過後これを削除する。</u> |



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | はしもと まさみち<br>橋本 征道<br>(1969年8月31日) | 2016年12月 株式会社HGキャピタル 取締役<br>2017年7月 株式会社HGホールディングス 代<br>表取締役（現任）<br>2018年10月 株式会社HGキャピタル 代表取締<br>役（現任）<br>2019年7月 株式会社スリーエイチレーシング<br>代表取締役（現任）<br>2025年2月 当社 取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社HGホールディングス 代表取締役<br>株式会社HGキャピタル 代表取締役<br>株式会社スリーエイチレーシング 代表取締役 | 1,058,295株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2          | いのうえ ひさゆき<br>井上 尚之<br>(1953年10月31日) | <p>1977年4月 トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社</p> <p>2003年1月 同社 オセアニア部部長</p> <p>2004年6月 同社 海外企画部部長</p> <p>2006年6月 同社 グローバル営業企画部 部長</p> <p>2007年6月 同社 常務役員</p> <p>2011年4月 同社 中ア中本部 本部長</p> <p>2012年4月 同社 専務役員</p> <p>2013年4月 同社 アジア・中近東本部 本部長</p> <p>2013年4月 トヨタモーターアジアパシフィックエンジニアリングアンドマニュファクチャリング株式会社 代表取締役社長</p> <p>2013年4月 トヨタモーターアジアパシフィック株式会社（シンガポール） 取締役社長</p> <p>2013年4月 アストラインターナショナル株式会社 監査役</p> <p>2015年6月 東京トヨタ自動車株式会社 取締役社長</p> <p>2025年2月 当社 取締役（現任）<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">—</p> | 一株                     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位および担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | ほし の よし ひろ<br>星 野 喜 宏<br>(1957年 4 月21日) | 2001年 4 月 AIGスター生命保険㈱ 取締役<br>2005年 2 月 富士生命保険㈱ 代表取締役<br>2008年 6 月 富士火災海上保険㈱ 執行役<br>富士生命保険㈱ 取締役 (非常勤)<br>2009年 8 月 富士火災海上保険㈱<br>グループ執行役員<br>富士生命保険㈱<br>代表取締役社長兼COO<br>2011年 4 月 スターキャピタルマネージメ<br>ント㈱ 代表取締役 (現任)<br>2018年 6 月 当社 代表取締役<br>2019年 4 月 当社 取締役<br>2023年 6 月 当社 代表取締役 (現任)<br>2023年 8 月 サイトリ・セラピューティクス㈱<br>代表取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>スターキャピタルマネージメント㈱ 代表取締<br>役<br>サイトリ・セラピューティクス㈱ 代表取締役 | 4,000株                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4<br>新任    | あまがさ まさる<br>天笠 勝<br>(1972年 6 月19日) | 1996年 8 月 お茶の水総合事務所入所<br>1999年 4 月 メリルリンチ日本証券株式会社入<br>社<br>2001年 2 月 税理士登録 ちよだ税理士事務所<br>開設 所長 (現任)<br>2006年 6 月 株式会社メッツ 取締役<br>2007年 2 月 株式会社メッツ 監査役<br>2007年12月 株式会社ちよだコンサルティング<br>代表取締役 (現任)<br>2019年 6 月 株式会 社Work System Design 代<br>表取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ちよだコンサルティング 代表取締役<br>株式会社Work System Design 代表取締役 | 一株                     |
| 5<br>新任    | はやし ひさと<br>林 寿人<br>(1977年12月 4 日)  | 2006年 4 月 日産化学工業株式会社 (現 日産<br>化学株式会社) 入社<br>2009年 7 月 同社 物質科学研究所 合成研究<br>部新材料グループ 副主任研究員<br>2015年 7 月 同社 材料科学研究所 次世代材<br>料研究部 主任研究員<br>2016年10月 同社 本社 新事業企画部 主査<br>2021年 4 月 同社 本社 企画本部ヘルスケア<br>企画部 主査<br>2025年 1 月 サイトリ・セラピューティクス株<br>式会社入社 社長付<br>2025年 3 月 同社 執行役員事業企画統括 (現<br>任)<br>(重要な兼職の状況)                        | 一株                     |

- (注) 1. 橋本征道氏は、株式会社スリーエイチレーシングの代表取締役であり、当社の連結子会社である株式会社アニマルセラピーは同社との間に取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上尚之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要  
井上尚之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がトヨタグループにおいて豊富な海外経験を有しており、当社が今後海外展開を行うにあたって専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
4. 井上尚之氏が取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定による法令の定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社連結子会社の取締役（監査等委員を含む）並びに当社連結子会社の監査役（以下、「取締役等」という。）であり、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、D&O保険契約で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、当社が全額を負担しております。D&O保険契約の契約期間は1年間であります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の久岡英彦及び鈴木康浩の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | ひさおか てるひこ<br>久岡 英彦<br>(1952年9月26日) | 1980年11月 順天堂大学医学部附属順天堂医院<br>麻酔科入局<br>1984年6月 同院 循環器内科入局<br>1996年2月 順天堂大学医学博士授与<br>2003年8月 順天堂大学医学部附属順天堂医院<br>救急部救急室室長<br>2005年6月 同院 総合診療科助教授<br>2007年6月 順天堂医療保険室室長<br>2013年6月 順天堂大学医学部附属順天堂医院<br>総合診療科教授<br>2018年4月 順天堂大学医学部・大学院<br>医学研究科 特任教授（現任）<br>2024年2月 当社 取締役監査等委員（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br><br>— | 4,000株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                           | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2<br>新任    | こ ばやし ひろあき<br>小 林 弘明<br>(1960年 8 月 22 日) | 1989年10月 司法試験合格<br>1992年 3 月 司法研修所修了 (44期)<br>1992年 4 月 弁護士登録 坂口法律事務所勤務<br>1998年 4 月 リーガルプラザ法律事務所設立<br>2003年 1 月 B. ポジティブ法律事務所設立<br>代表 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>B. ポジティブ法律事務所 代表弁護士 | 一株                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 久岡英彦氏及び小林弘明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 選任理由及び期待される役割の概要
- ①久岡英彦氏につきましては、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり医師・研究者として従事され、高度の専門的知識、豊富な経験、実績、見識を有されていることから、当社グループが展開するメディカル事業における幅広い分野で、実効性の高い助言・提言を独立した客観的な立場から行っていただけると判断し、社外取締役 (監査等委員) 候補者といたしました。
- ②小林弘明氏につきましては、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度の専門的知見及び豊富な経験を有されていることから、当社グループにおける幅広い分野で、実効性の高い助言・提言を独立した客観的な立場から行っていただけると判断し、社外取締役 (監査等委員) 候補者といたしました。
4. 小林弘明氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 久岡英彦氏及び小林弘明氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定による法令の定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (以下、「D&O保険」という。) を締結しております。D&O保険の被保険者の範囲は当社及び当社連結子会社の取締役 (監査等委員を含む) 並びに当社連結子会社の監査役 (以下、「取締役等」という。) であり、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、D&O保険で定められた免責事由に該当するものを除く。) 等を填補することとしております。

なお、D&O保険の保険料は、当社が全額を負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であります。久岡英彦氏及び小林弘明氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。



#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

鈴木康浩氏は、2025年6月27日に開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、監査等委員である取締役を退任いたします。

| 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼 職 の 状 況）                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| すず き やすひろ<br>鈴木 康浩<br>(1970年12月16日) | 1999年10月 司法試験合格<br>2000年4月 司法研修所入所<br>2001年10月 同修了<br>2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>2001年10月 黒須雅博法律事務所入所<br>2003年8月 銀座通り法律事務所入所<br>2007年8月 すずき法律事務所開設<br>代表（現任）<br>2015年10月 防衛省再就職等監査官（現任）<br>2022年10月 千葉県住宅供給公社<br>債権放棄検討委員会 委員（現任）<br>2024年2月 当社 取締役監査等委員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>すずき法律事務所 代表弁護士 | 一株                        |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木康浩氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 選任理由及び期待される役割の概要
- 鈴木康浩氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度の専門的知見及び豊富な経験を有されていることから、当社グループにおける幅広い分野で、実効性の高い助言・提言を独立した客観的な立場から行っていただけると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。
4. 鈴木康浩氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京

証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

5. 鈴木康浩氏が監査等委員である社外取締役役に就任した場合は、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定による法令の定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を締結しております。D＆O保険の被保険者の範囲は当社及び当社連結子会社の取締役（監査等委員を含む）並びに当社連結子会社の監査役（以下、「取締役等」という。）であり、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、D＆O保険で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、当社が全額を負担しております。D＆O保険の契約期間は1年間であります。鈴木康浩氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります監査法人ハイビスカスは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

佳生監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点で幅広い情報提供が期待できること、監査等委員会で定めた「会計監査人の評価基準」及び「会計監査人の選定基準」に照らし、独立性及び専門性、並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保できる体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

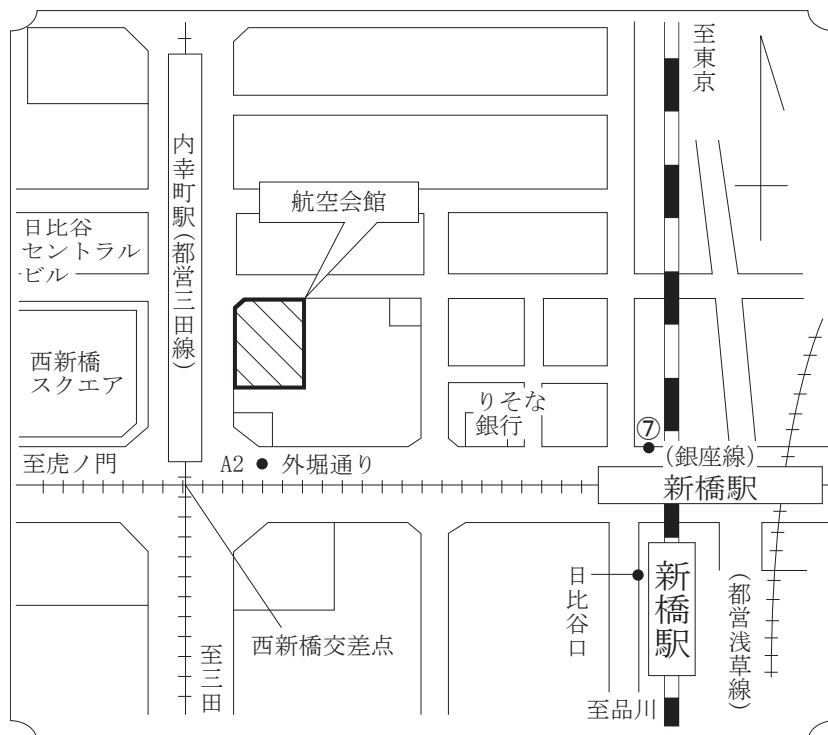
|       |                                |        |  |
|-------|--------------------------------|--------|--|
| 名 称   | 佳生監査法人                         |        |  |
| 事 務 所 | 主たる事務所                         |        |  |
|       | 東京都港区赤坂5-2-33 IsaI Akasaka 710 |        |  |
|       | その他の事務所<br>なし                  |        |  |
| 沿 革   | 2025年1月 佳生監査法人設立               |        |  |
| 概 要   | 出資金                            | 100百万円 |  |
|       | 構成人員 社員（公認会計士）                 | 5名     |  |
|       | 職員（公認会計士）                      | 3名     |  |
|       | （その他の職員）                       | 1名     |  |
|       | 合 計                            | 9名     |  |
|       | 関与会社                           | 1社     |  |

以上

## 第21回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目18番1号

航空会館ビジネスフォーラム 501会議室



|     |                   |      |      |      |
|-----|-------------------|------|------|------|
| J R | 京浜東北線・山手線・上野東京ライン | 新橋駅  | 日比谷口 | 徒歩6分 |
| 地下鉄 | 東京メトロ銀座線・都営浅草線    | 新橋駅  | ⑦出口  | 徒歩5分 |
|     | 都営三田線             | 内幸町駅 | A2出口 | 徒歩1分 |